

「秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案」について (議案第 200 号)

平成 27 年 12 月 3 日
情 報 企 画 課

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) の施行及び個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 65 号) による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める必要がある。

2 内容

(1) 用語 (第 2 条関係)

この条例において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。) において使用する用語の例によることとする。

(2) 個人番号の利用範囲 (第 3 条関係)

- ① 個人番号を利用することができる事務として番号法第 9 条第 2 項の条例で定めるものは、別表第 1 の下欄に掲げる事務、別表第 2 の中欄に掲げる事務及び番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とすることとする。
- ② 別表第 2 の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができることとする。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでないこととする。
- ③ 県の執行機関は、番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該県の執行機関が保有するも

のを利用することができることとする。この場合において、②のただし書の規定を準用することとする。

- ④ ②により特定個人情報を利用する場合において、他の条例等の規定により書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすこととする。

(3) 特定個人情報の提供（第4条関係）

① 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる県の執行機関が、同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

② ①による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすこととする。

(4) 規則又は教育委員会規則への委任（第5条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定めることとする。

3 施行期日等

(1) この条例は、平成28年1月1日から施行することとする。ただし、2(2)②ただし書及び③後段の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。

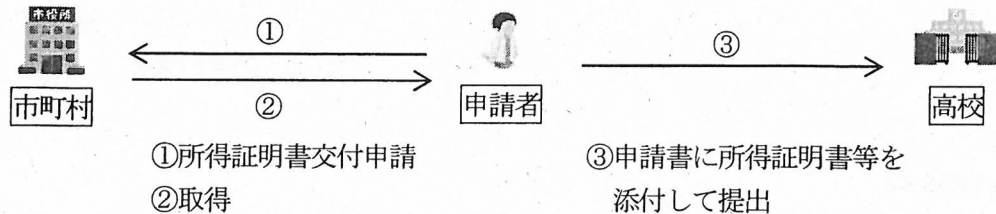
(2) その他所要の経過措置を規定することとする。

◎条例制定により可能となること(マイナンバーを使った情報の照会・提供の流れ)

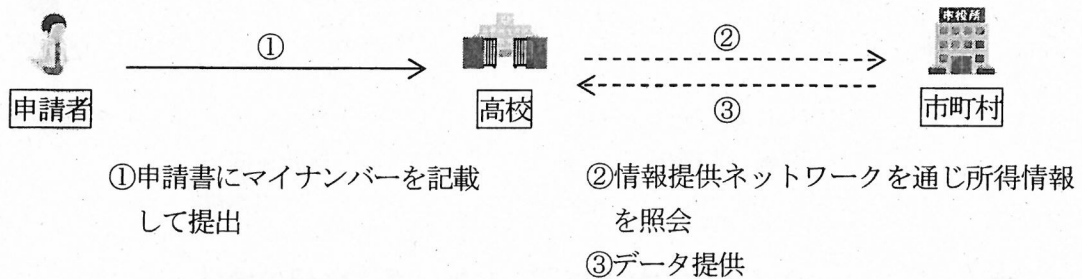
1 個人番号の独自利用

秋田県高校生奨学給付金支給事務(授業料以外の教育費)の例(第3条第1項関係)

【現状】



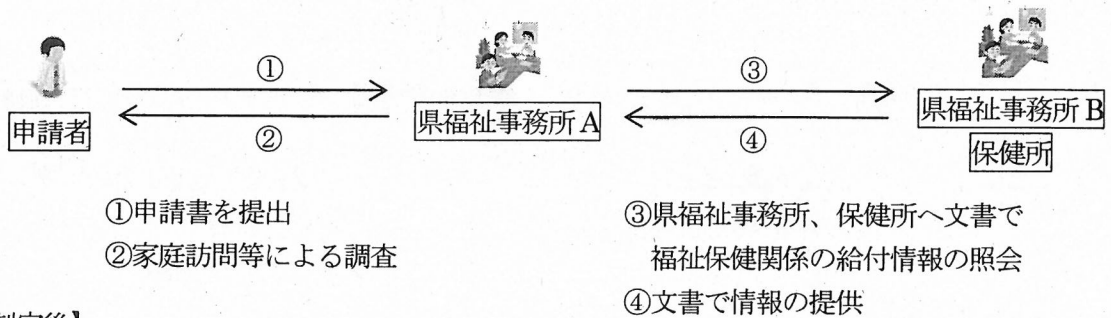
【条例制定後】



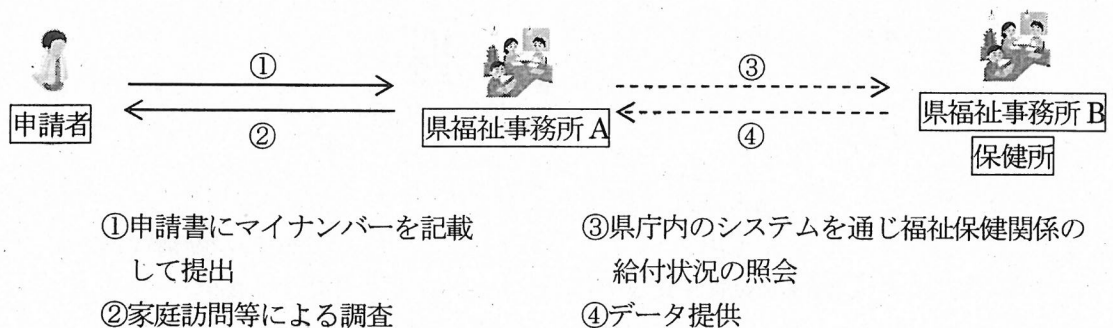
2 同一執行機関への特定個人情報の提供

(1) 生活保護に準じる外国人の保護の申請の例(第3条第2項関係)

【現状】

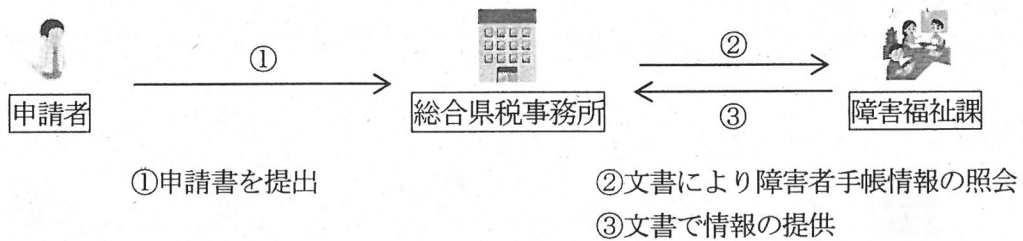


【条例制定後】

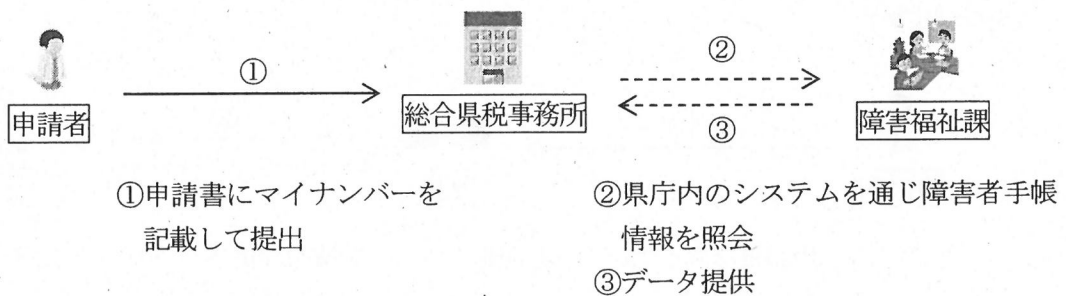


(2) 自動車税の障害者減免に関する事務の例 (第3条第3項関係)

【現状】

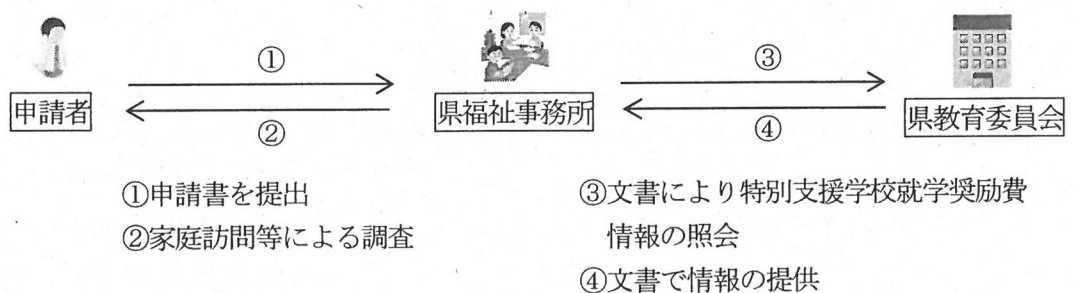


【条例制定後】



3 同一地方公共団体内の他の執行機関への特定個人情報の提供
生活保護に準じる外国人の保護の申請の例 (第4条第1項関係)

【現状】



【条例制定後】

